

○県内事業者の「稼ぐ力」強化支援補助金に係るFAQ：よくある質問（実績報告）

種類	No.	質問	回答	追加日
(A) 実績報告書 (様式第8号)	A-1	売上高の事業最終月は、いつの金額を記入すれば良いのか。例えば、12月15日に事業が完了した場合はいつか。	「事業最終月」は、なるべく事業が完了する月の売上高を記入していただきたいのですが、事業完了の直近月と解釈いただいても構いません。例えば、12月15日に事業が完了した場合は、11月の売上高でも構いません。なお、その場合、「事業最終月の前月」は、10月となります。	
	A-2	発注先に新商品用のチラシ印刷（消費税込11,000円）を依頼したら、1,000円分の値引きを受けた。この場合、補助対象経費の税抜価格はいくらと算出すべきか。	消費税率10%の場合、本取引で支払った本体価格は9,091円、消費税相当額は909円となります。 算出方法は以下のとおりです。 本体価格：10,000円（支払金額）×（100/110）=9,091円 消費税額：10,000円（支払金額）×（10/110）=909円	
	A-3	金融機関への振込手数料は、補助対象となるのか。	請求書の金額に基づいて取引先に支払ったものが補助対象となるため、入金の際に別途金融機関に対して支払った手数料は補助対象外です。	
	A-4	振込手数料が取引先負担の場合は、国の持続化補助金と同様の取扱いとして良いか。 ※持続化補助金の取扱い ・振込手数料が取引先負担の場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて振り込む。 ・この場合、銀行システムの都合上、振込依頼書等には実際の取引金額から振込手数料相当額を差し引いた額が取引金額として表示される。 ・実績報告時に実際の取引額を確認する際は、振込依頼書等の「取引金額」と「振込手数料」を合算した額が実際の取引金額であると判断する。	本補助金において、振込手数料は補助対象外ですので、振込手数料を取引先が負担している場合でも、振込依頼書等に記載の取引金額を補助対象とします。 ※持続化補助金の取扱いは適用しません。（この場合も振込手数料は対象外となります。）	
	A-5	事業場内最低賃金は、何を記入したら良いのか。	今回の補助事業を実施した事業所にて働く従業員に適用する時給額（月給制等の場合は時給換算した額）のうち、最も低い額をご記入ください。 なお、従業員のうち、下記の方は対象外となりますのでご了承ください。 ・役員 ・個人事業主の家族専従者 ・実績報告時点で産休・育休・介護休業・休職中の者	
	A-6	事業場内最低賃金の事業最終月とは、いつの月を指すのか。	「事業最終月」とは、事業が完了した月のことです。実績報告書の「実施期間」の終了月に合致します。	

種類	No.	質問	回答	追加日
	A-7	事業場内最低賃金の記入欄について、代表者1人で事業を行っており、従業員がいない場合は、どのように記入したら良いか。	対象となる従業員がいない場合、空欄のままで構いません。	
	A-8	事業場内最低賃金を記入する目的は何でしょうか。また、もし賃金率が上昇していない場合など、補助金返還が必要になることがあるのか。	公募要領2ページ「1 事業の目的」にあるとおり、本補助金は「事業を継続及び発展させ、賃金の引上げ」を目指している関係で、採択者に対して、本補助金をとおして事業場内最低賃金の向上に寄与できただかを確認する必要があるためです。また、その結果を、補助金の交付元である宮崎県へ報告させていただきます。 ただし、もし賃金率が上昇していない場合等においても、補助金を返還する必要はありません。	
(B) 交付請求書 (様式第9号)	B-1	交付請求書（第9号）はいつ提出すればよいか。	実績報告書、証憑書類等を提出していただいた後、補助金事務局が内容を精査し交付額確定通知書をお送りします。交付額確定通知書が届きましたら交付請求書（第9号）をご提出してください。なお、交付額は実績報告等に基づく補助対象経費から算出します。補助対象外経費が含まれていた場合、審査時点での決定額から減額される場合もありますので、公募要領や補助事業の手引き、FAQ等を十分にご確認の上、事業の実施及び実績報告をお願いします。	
	B-2			
(C) 変更	C-1	機械装置等費について、申請時に提出したものと全く同じ機械が入手できなくなり、少しか仕様（型番・サイズ等）が変わるが、問題ないか。なお、金額は変わらない。	機械の変更が事業の趣旨に影響を与えない場合には、特に問題ございません。 ただし、金額が変更にならなくても、仕様が変わる場合は、新たな見積書の提出が必要です。 なお、事業計画の内容が変更となる場合には、事前に変更承認申請（様式第6号）を提出いただくことが必要となりますが、必ず変更が承認される訳ではありません。 ※機械装置等費以外の費目も、同様の解釈です。	
	C-2	自社の予算の都合上、補助事業計画書に記載していた経費支出金額が増加（もしくは減少）することとなった。この場合は、変更承認申請書の提出が必要か。	費目相互間ではなく、単一費目における増減の場合は、変更承認申請書の提出は不要です。 ただし、計画よりも多くの経費支出金額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、交付決定通知に記載のある補助金の額となります。 また、金額が減少した場合においては、実際の経費支出金額の3分の2（賃金引上げ特例枠のみ4分の3）までしか補助金のお支払いはできませんので、ご注意ください。	

種類	No.	質問	回答	追加日
	C-3	交付申請時には、補助対象経費を「機械装置等費 40万円」、「広報費 35万円」で補助金交付申請額を50万円と していた。 事業を実施する中で、機械装置を当初の見積よりも安く購入 (32万円) できることとなったが、他方、機械装置等費 の予算と実績の差額分の8万円を「広報費」に加えたい。 この場合は変更承認申請書の事前の提出が必要か。	本ケースの場合は、「補助対象経費の費目」相互間において、「いずれかの変動が20%以上となる変更」 となるため、事前に変更承認申請書の提出が必要です。 計算は以下のとおりです。 ①機械装置等費を「40万円」から「32万円」に変更させると、 ⇒ $8万円 \div 40万円 = 20\%$ (20%分の減少) ②広報費を「35万円」から「43万円」に変更させると、 ⇒ $8万円 \div 35万円 = 22.9\%$ (22.9%分の増加) ※別途、広報費の追加支出が事業の趣旨に沿った範囲内のものとして認められるか否かについては、個別に 確認する必要がありますので、申請した商工会等の職員にご相談ください。	
	C-4	変更申請する場合、承認にはどれくらいの期間を要するの か。	変更申請書を商工会等へ提出した後、補助金事務局においても確認が必要です。10日間程度お時間を いただきます。	
	C-5	納品の遅延等が発生し、事業計画書に記載していた事業実施 期間（終了日）に変更が生じた場合、変更承認申請の手 続きが必要か。	事業期間（令和8年12月15日）までに終了するのであれば、変更承認申請の手続きは不要です。	
(D) 証拠書類	D-1	ホームページやECサイトの成果物は、何を提出すれば良い か。	ホームページやECサイト画面をプリントアウトしたものをご提出ください。加えて、実績報告書（様式 第8号）の「事業を行ったことによる効果」にURLを記載してください。（改良の場合は、改良前と改良 後の画面をプリントアウトしたものをご提出ください。）	
	D-2	SEO対策・ME0対策の成果物は、何が必要か。	下記2つのご提出が必要です。 ①取組内容が分かるもの（例：業者による完了報告書 等） ②効果が測定できるもの（例：作業前の検索結果画面と作業後の検索結果画面をプリントアウトした もの 等） <u>※効果や作業内容が不明瞭なものは補助対象外となりますのでご注意ください。</u>	

種類	No.	質問	回答	追加日
	D-3	クリック課金広告サービス（リスティング広告）について、業者を介さずに直接サービスを利用した場合、どのような証拠書類が必要なのか。	【①見積】 広告をする際に、予算をいくらで計上していたのかが確認できる管理画面や操作履歴画面などをご提出ください。 【②発注】 交付決定日以後に広告を発注（登録）したことが確認できるよう、広告登録日が確認できる管理画面や操作履歴画面などをご提出ください。 ※広告発注した日が確認できる画面などの提出がないと補助対象にできません。また、交付決定前から掲載している既存広告の設定条件を変更しただけでは、補助対象にできません。 【③納品・完了・検収】 補助対象として計上したい広告が、いつからいつまで広告が掲載され、その広告に対し、いくらのコストが発生しているかがわかる管理画面などを提出いただきます。 【④請求】 請求明細書や支払明細書などを提出いただきます。前払いであれば、入金額が判明する書類をご提出ください。 【⑤支払】 補助事業期間中に支払ったことを証明できる、銀行振込明細書などを提出いただきます。 【⑥掲載広告の写真等】 広告の掲載イメージ、およびクリック先の広告のサイト画面などをご提出ください。 ※経費支出の証拠書類の提出があっても、どんな広告を掲載したかがわかる画像イメージなどの提出ができれば補助対象にできません。広告を掲載したら、必ず掲載イメージのデータを保管し、実績報告時にご提出ください。	
	D-4	申請時に出した見積書の発行事業者と異なる事業者に発注しても良いか。	事業の趣旨に影響を与える変更でなければ問題ありません。ただし、経費が増額した場合でも、補助対象金額は交付決定額が上限となります。なお、発注先を変更した場合は、実績報告時に新たな見積書の提出が必要です。	
	D-5	相見積は、県内事業者でないとダメなのか。	相見積について、特に定めはございません。 なるべく県内事業者でお見積をとっていただければと思いますが、県内事業者に発注できない明確な理由書を提出いただければ、県外事業者に発注していただいても構いません。	
	D-6	支払先に他の経費支払がある場合は、個別に見積書、納品書、請求書、領収書が必要か。	個別で出していただく必要はございませんが、補助対象経費の部分（金額等）を、蛍光ペン等でマークして分かりやすくしていただければと思います。	
	D-7	チラシ等を配布する場合、受払簿は必要か？	受払簿（配布先）は不要ですが、令和8年12月15日までにすべてを配布してください。	

種類	No.	質問	回答	追加日
	D-8	外装費（外注費）の施工前後の写真のうち、前も必要か？	事業が実施されたことを客観的に確認させていただくため、施工前の写真もご提出ください。どうしても難しい場合は申請を担当した商工会等の職員にご相談ください。	
	D-9	【法人の場合】 法人カードを所有しておらず、代表者名義のカードを会社用として使用しているが、今回の経費支払において、代表者名義のカードによる支払も対象となるか。	法人の場合には、代表者個人名義のカードによる支払いは認められません。なおクレジットカードによる支払は、法人カードでの使用が対象であり補助対象期間中に引き落としまで確認できる場合のみ認められます。	
	D-10	設備の購入について、納品前の支払いを求められているのだが、支払いが先になってもよいか。	交付決定日以降に発注し、前払いの取引等になっていることが確認できる書類を添付すれば、納品前の支払いも可能です。	
	D-11	支払先が現金払を指定した場合、現金で支払ってもよいか。	<u>現金での支払いでは補助対象経費にはできません。銀行振込もしくはクレジットカードでの支払いが補助対象経費となります。</u> 十分にご注意ください。 なお、クレジットカードの場合はその取引の銀行口座引き落としが令和8年12月15日までに確認できる場合のみ認められます。	
	D-12	補助対象経費を、（窓口ではなく）ＡＴＭで通帳から振り込んで支払った場合、証憑書類は「通帳表紙のコピー」及び「振り込んだ記録のあるページのコピー」でも良いか。	「通帳表紙のコピー」及び「振り込んだ記録のあるページのコピー」でも大丈夫です。 ただし、該当箇所に、振込相手方の名称が確認できることが必要ですので、ATMの「利用明細（票）」を保管しご提出することをおすすめします。	
	D-13	PCにソフトを導入した場合、導入したことを証明するものを提出する必要があるのでしょうか。	必要です。購入したパソコンやタブレットに対して、生産性向上を目的としたソフトウェアを導入したことを確認させて頂く必要がございますので、「管理画面や申込メール等サービスを導入した日時が分かる資料」をご提出頂きます。	
	D-14	県外事業者への発注理由書について、同等製品の発注を行う場合における理由の記入例を教えてください。	公募要領11ページに記載しているとおり、発注先は県内事業者を原則としますが、県内事業者への発注が困難な場合は、明確な理由を明記した書類（様式第12号）を作成する必要があります。 同等製品の発注を行う場合、その明確な理由の記入例としては、下記が挙げられます。 例）当該機械は、購入後の不具合が懸念されることから、県外メーカーから直接購入し継続的な保守を受けることが重要である。ついて、県内の取扱事業者では、十分な保守を受けることはできないことから、県外事業者へ発注する。	

種類	No.	質問	回答	追加日
(E) その他	E-1	電子データで提出したので、補助金関係の資料（証拠書類等）の原本は、処分して良いのか。	処分してはいけません。証拠書類等（原本）は、補助事業の完了年度の終了後5年間（令和13年度末まで）、国の会計検査院や県が立入調査を行う場合に、いつでも閲覧できるよう保存しておく必要があります。	
	E-2	補助事業で購入予定の機械装置の納品が半導体不足により、事業完了日より遅れるかもしれません。その場合の期間延長などはありますか。	申し訳ございませんが、今のところ、期間延長の予定はございません。公募要領のとおり、令和8年12月15日までに支払及び納品を完了できない場合は、補助対象外となります。	
	E-3	今回の補助金について、国の小規模事業者持続化補助金やものづくり補助金等と同様に、国庫補助金等の総収入金額不算入の扱いにしてよいのか？	小規模事業者持続化補助金等と同様の取扱いとなります。 なお、補助金は会計上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります（消費税の課税対象とはなりません）。 また、本補助金は、所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）または法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等に該当します。 したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得または改良に充てた場合には、所得税法第42条または法人税法第42条の規定を適用することができます。	
	E-4	物価高対策支援金はどのような経理処理をすればよいですか？	補助金と同様です。収益として、所得税・法人税の課税対象となります。消費税の計算においては不課税の取扱いとなります。	